

広島県・広島市「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の集中対策期間における 本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針について（案）

11月下旬以降、広島市内では、新型コロナウイルス感染症の感染が会食や職場内、家庭内など日常生活のあらゆる場面で発生し、そこで感染した者が更に他の者を感染させることで感染が急激に拡大しており、医療提供体制がひっ迫する可能性がある。

これまで、本市は、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を目指して感染拡大防止対策に取り組んできているところであるが、この度、本市の感染者の新規報告数がステージ4に近い状態と評価されたことから、この切迫した危機の抑え込みのためには、県と連携して、感染拡大の防止を優先させるべく取り組む必要がある。

については、不特定多数の者が集まることによる感染リスクの低減や接触機会の低減を図るため、広島県・広島市「新型コロナ感染拡大防止集中対策」に基づき、12月12日から1月3日までの間、本市主催のイベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等を下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 本市主催のイベント等[※]の開催について

本市主催のイベント等については、中止又は延期とする。ただし、この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、「広島市主催のイベント等に関する基本方針（11月30日改訂）」記載の感染防止対策を徹底した上で開催する。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても準じた取扱いをお願いする。

※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

2 本市所管施設の臨時休館等について

不特定多数の集客が見込まれる施設については、できる限り速やかに休館とする。ただし、この期間の使用に係る許可を受けているなどキャンセルが困難な場合は、使用を認める。